

神奈川県子ども・子育て支援交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条の規定に基づき市町村が策定する市町村子ども・子育て支援事業計画（以下「事業計画」という。）に基づく措置のうち、同法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業に要する経費に充てるためこの交付金を交付することにより、子ども・子育て支援の着実な推進を図るため、市町村が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第2条 交付の対象とする事業（以下「交付事業」という。）は、事業計画に基づいて実施される「子ども・子育て支援交付金の交付について」（平成29年4月18日府子本第281号）別紙「子ども・子育て支援交付金交付要綱」に定める以下の事業とし、当該事業に要する経費から国庫支出金、起債額及びその他の特定財源を控除した額に対して交付するものとする。

- (1) 利用者支援事業
- (2) 延長保育事業
- (3) 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- (4) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業
- (5) 放課後児童健全育成事業
- (6) 子育て短期支援事業
- (7) 乳児家庭全戸訪問事業
- (8) 養育支援訪問事業
- (9) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- (10) 地域子育て支援拠点事業
- (11) 一時預かり事業
- (12) 病児保育事業
- (13) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

(交付額の算出方法等)

第3条 交付額は、別表の第2欄に定める区分ごとに、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された区分ごとの合計額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) 前号により選定された額に3分の1を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(申請書の提出期日等)

第4条 規則第3条第1項の規定による別紙第2号様式の提出期日は平成29年8月31日までとする。

2 規則第3条第2項第4号の規定による申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 神奈川県子ども・子育て支援交付金所要額調書（別表1）
- (2) 神奈川県子ども・子育て支援交付金内訳書（別表2）
- (3) 当該年度の歳入歳出予算（見込）書抄本（当該補助事業の支出予定額を備考欄に明記すること。）
- (4) 市町村子ども・子育て支援事業計画の写しその他必要と認められた資料

3 交付金の交付を受けようとする者は、前項の申請を行うにあたって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（交付条件）

第5条 規則第5条の規定による条件は、次のとおりとする。

- (1) 交付事業の内容又は交付事業の経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない
- (2) 前号に関わらず、別紙第2号様式の別表1又は第3号様式の別表3における「特定分」、「一般分」及び「その他分」の区分を超えて配分の変更を行うことはできない。
また、「特定分」及び「一般分」の各区分内であっても放課後児童健全育成事業とその他の事業で配分を変更することはできない。
- (3) 交付事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。
- (4) 交付金事業が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (5) 交付金により取得し、または効用の増加した価格が、単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定により、内閣総理大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この交付金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより、収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(7) 交付事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(8) 交付事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除額が確定した場合は、別紙第7号様式により速やかに知事に報告しなければならない。なお、交付対象事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、知事は報告があった場合には、当概仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(9) この交付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙第1号様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入および歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法令第14条第1項第2号の規定により内閣総理大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか長い日まで保管しておかなければならない。

(10) 市町村が、規則第2条第4項に規定する間接補助金等を交付する場合は、同条第6項に規定する間接補助事業者等に対し、第1号から第9号までに掲げる条件を付さなければならない。

この場合において、第1号、第3号、第4号、第5号、第6号及び第8号中「知事」とあるのは「市町村長」と、第6号及び第8号中「県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。

（暴力団排除）

第6条 市町村の長は、当該交付金を用い、補助金等を交付する事業を実施する場合には、事業の実施により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（変更交付申請・変更の承認）

第7条 この交付金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、別紙第3号様式により、別に定める日までに行うものとする。

2 前条第1号及び第3号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合は、別紙第4号様式に変更の内容及び理由又は中止、廃止の理由を記載した書類を添付して知事に提出しなければならない。

（申請の取り下げのできる期間）

第8条 規則第7条第1項の規定により申請の取り下げのできる期間は、交付の決定の通知を受理した日から15日を経過した日までとする。

（交付金の概算払い）

第9条 知事は、必要があると認める場合においては、執行計画承認額の範囲内において

概算払いをすることができる。

(状況報告)

第10条 市町村長は、規則第10条の規定に基づき、本事業の状況報告を求められた場合は、速やかに、別紙第5号様式を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 規則第12条の規定による実績報告は、別紙第6号様式に次の書類を添えて、毎年4月10日（第6条第3号により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日）までに行わなければならない。

- (1) 神奈川県子ども・子育て支援交付金精算書（別表4）
- (2) 神奈川県子ども・子育て支援交付金内訳書（別表2）
- (3) 当該年度の歳入歳出決算（見込）書抄本（当該補助事業の決算（見込）額を備考欄に明記すること。）
- (4) 市町村子ども・子育て支援事業計画の写しその他必要と認めた資料

2 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、前項の実績報告書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を報告書に添えて提出しなければならない。

(額の確定)

第12条 知事は、第11条の規定による実績報告書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、交付事業の実施結果が交付金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき交付金の額を確定する。

(交付金の返還)

第13条 知事は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について県に返還することを命ずる。

(実施細目)

第14条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、交付金交付等に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年10月25日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年6月29日から施行し、平成29年4月1日から適用する。